

第二部 参 照 情 報

第1 参照書類

機構の経理の状況その他の事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

「債券内容説明書（法人情報） 平成 20 事業年度」（平成 21 年 10 月 1 日付作成）

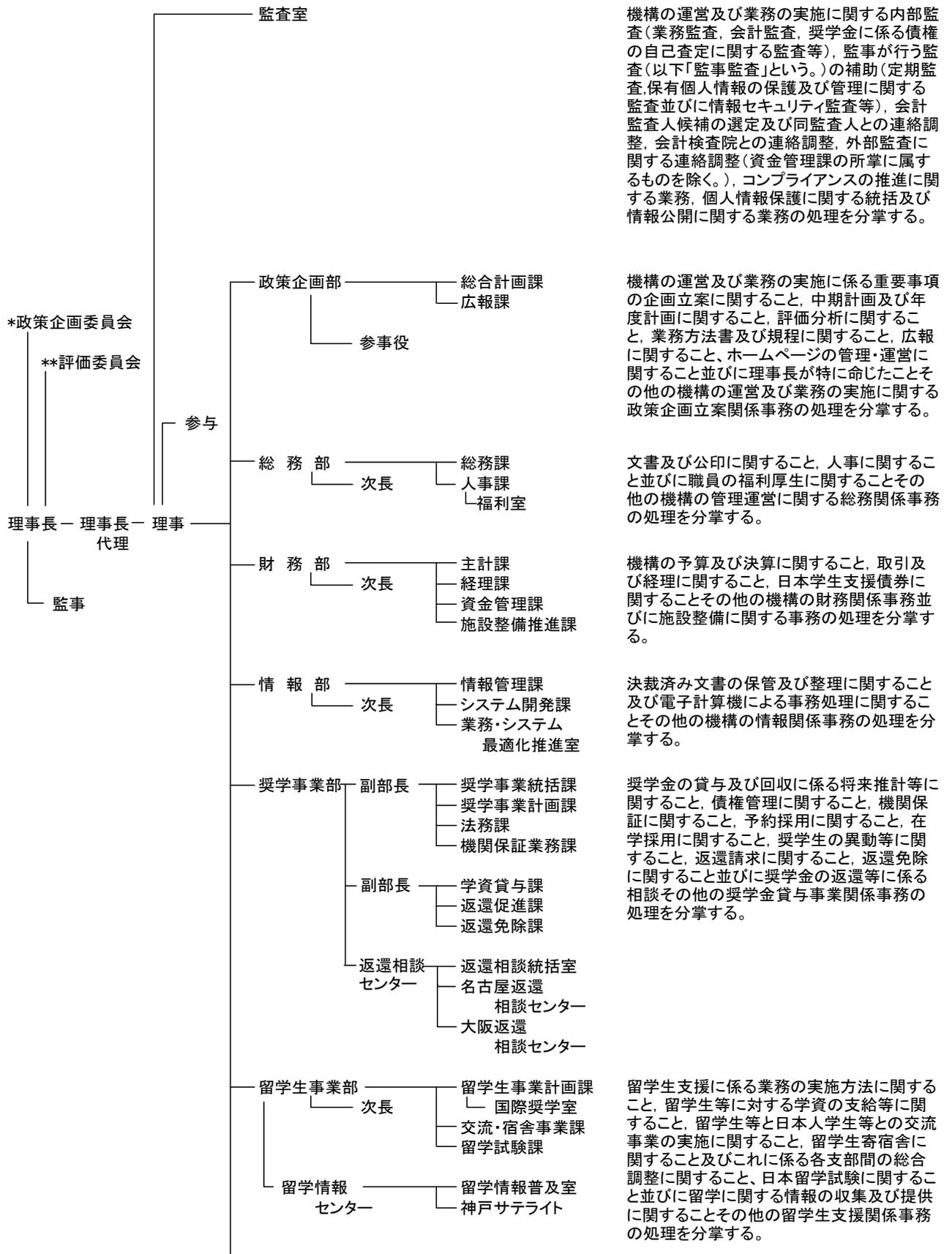
第2 参照書類の補完情報

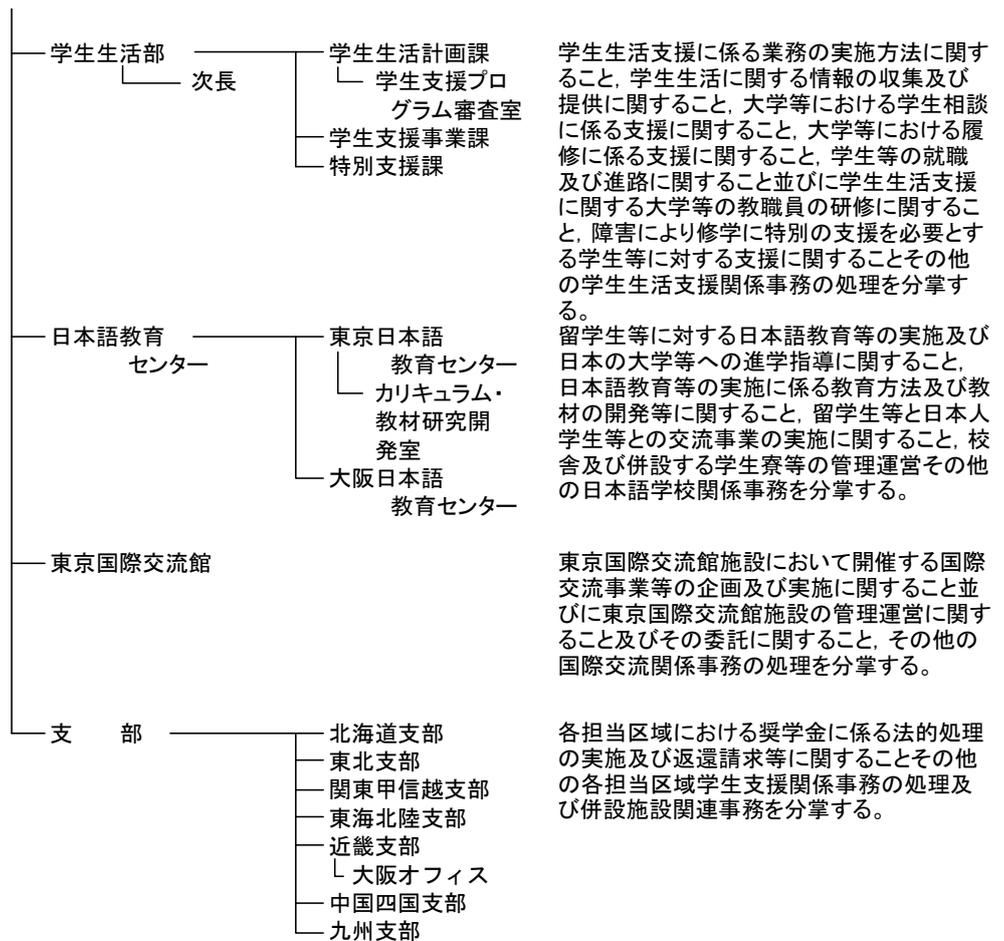
上記に掲げた参照書類としての「債券内容説明書（法人情報） 平成 20 事業年度」に記載された「事業等のリスク」その他の内容について、当該「債券内容説明書（法人情報） 平成 20 事業年度」の作成日以降本債券内容説明書（証券情報）作成日（平成 22 年 6 月 25 日）までの間において、変更及び追加事項が生じております。以下においては、当該変更及び追加事項を含む内容を記載しており、変更及び追加箇所は下線で示しております。

第1 法人の概況

3 事業の内容

(3) 組織及び所掌





学生生活支援に係る業務の実施方法に関する事、学生生活に関する情報の収集及び提供に関する事、大学等における学生相談に係る支援に関する事、大学等における履修に係る支援に関する事、学生等の就職及び進路に関する事並びに学生生活支援に関する大学等の教職員の研修に関する事、障害により修学に特別の支援を必要とする学生等に対する支援に関する事その他の学生生活支援関係事務の処理を分掌する。

留学生等に対する日本語教育等の実施及び日本の大学等への進学指導に関する事、日本語教育等の実施に係る教育方法及び教材の開発等に関する事、留学生等と日本人学生等との交流事業の実施に関する事、校舎及び併設する学生寮等の管理運営その他の日本語学校関係事務を分掌する。

東京国際交流館施設において開催する国際交流事業等の企画及び実施に関する事並びに東京国際交流館施設の管理運営に関する事及びその委託に関する事、その他の国際交流関係事務の処理を分掌する。

各担当区域における奨学金に係る法的処理の実施及び返還請求等に関する事その他の各担当区域学生支援関係事務の処理及び併設施設関連事務を分掌する。

*政策企画委員会……………理事長の求めに応じて、中期計画に係る企画立案その他の機構の運営又は業務の実施に関する重要事項について、調査審議を行い、理事長に助言する。

**評価委員会……………機構の管理運営及び業務の実績について必要な評価を行う。

(4) 事業の概要

【奨学金貸与事業】

⑨ 奨学金の原資、貸与利率

(表1)平成18年度以前の採用者に係る第二種奨学金の貸与利率と財政融資資金借入金金利等推移表(平成15年4月以降)

(平成15年4月から平成22年3月までは、元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間19年超20年以内、うち据置期間3年超4年以内の金利、平成22年4月以降は、満期一括償還、5年以内の金利)

年 月	第二種奨学金 貸与利率	財政融資資金 借入金金利	財投機関債金利
平成15年4月	0.30%	0.3%	—
5月	0.30%	0.3%	—
6月	0.20%	0.2%	—
7月	0.20%	0.2%	—
8月	0.52%	0.5%	0.52% (第4回日本育英会債券)
9月	0.40%	0.4%	—
10月	1.00%	1.0%	—
11月	0.60%	0.6%	—
12月	0.73%	0.8%	0.70% (第5回日本育英会債券)
平成16年1月	0.70%	0.7%	—
2月	0.60%	0.6%	—
3月	0.53%	0.5%	0.64% (第6回日本育英会債券)
4月	0.70%	0.7%	—
5月	0.70%	0.7%	—
6月	0.70%	0.7%	—
7月	0.97%	0.7%	1.18% (第1回日本学生支援債券)
8月	0.80%	0.8%	—
9月	0.90%	0.9%	—
10月	0.70%	0.7%	—
11月	0.70%	0.7%	0.70% (第2回日本学生支援債券)
12月	0.70%	0.7%	—
平成17年1月	0.60%	0.6%	—
2月	0.62%	0.6%	0.66% (第3回日本学生支援債券)
3月	0.60%	0.6%	—
4月	0.60%	0.6%	—
5月	0.60%	0.6%	—
6月	0.50%	0.5%	—
7月	0.58%	0.5%	0.62% (第4回日本学生支援債券)
8月	0.50%	0.5%	—
9月	0.60%	0.6%	—
10月	0.60%	0.6%	—
11月	0.90%	0.8%	0.90% (第5回日本学生支援債券)
12月	0.90%	0.9%	—
平成18年1月	0.90%	0.9%	—
2月	0.92%	0.9%	0.94% (第6回日本学生支援債券)
3月	1.00%	1.0%	—
4月	1.30%	1.3%	—
5月	1.30%	1.3%	—
6月	1.50%	1.5%	—
7月	1.58%	1.5%	1.62% (第7回日本学生支援債券)
8月	1.40%	1.4%	—
9月	1.40%	1.4%	—
10月	1.20%	1.2%	—
11月	1.49%	1.2%	1.52% (第8回日本学生支援債券)

年 月	第二種奨学金 貸与利率	財政融資資金 借入金利率	財投機関債金利
12月	1.30%	1.3%	—
平成19年1月	1.30%	1.3%	—
2月	1.03%	1.3%	0.90% (第9回日本学生支援債券)
3月	1.30%	1.3%	—
4月	1.30%	1.3%	—
5月	1.30%	1.3%	—
6月	1.30%	1.3%	—
7月	1.44%	1.5%	1.19% (第10回日本学生支援債券)
8月	1.50%	1.5%	—
9月	1.40%	1.4%	—
10月	1.20%	1.2%	—
11月	1.03%	1.3%	0.93% (第11回日本学生支援債券)
12月	1.10%	1.1%	—
平成20年1月	1.10%	1.1%	—
2月	0.86%	1.0%	0.69% (第12回日本学生支援債券)
3月	0.90%	0.9%	—
4月	0.90%	0.9%	—
5月	0.90%	0.9%	—
6月	1.20%	1.2%	—
7月	1.40%	1.4%	1.08% (第13回日本学生支援債券)
8月	1.30%	1.3%	—
9月	1.10%	1.1%	—
10月	1.10%	1.1%	—
11月	1.00%	1.0%	1.04% (第14回日本学生支援債券)
12月	0.93%	0.9%	—
平成21年1月	0.90%	0.9%	—
2月	0.80%	0.8%	0.78% (第15回日本学生支援債券)
3月	0.90%	0.9%	—
4月	0.90%	0.9%	—
5月	0.90%	0.9%	—
6月	0.90%	0.9%	—
7月	0.90%	0.9%	0.502% (第16回日本学生支援債券)
8月	0.70%	0.7%	—
9月	0.70%	0.7%	—
10月	0.70%	0.7%	—
11月	0.60%	0.6%	0.498% (第17回日本学生支援債券)
12月	0.60%	0.6%	—
平成22年1月	0.60%	0.6%	—
2月	0.60%	0.6%	0.317% (第18回日本学生支援債券)
3月	0.60%	0.6%	—
4月	0.60%	0.6%	—
5月	0.60%	0.6%	—
6月	0.50%	0.5%	—

- (注) 1. 平成15年3月31日以前に入学し、かつ平成16年3月31日までに採用された奨学生に対する奨学金の貸与利率は、財政融資資金借入利率と同率となります。
2. 平成20年11月発行の第14回日本学生支援債券は、12月の平成18年度以前採用者の第二種奨学金の資金に充てています。
3. 第13回日本学生支援債券及び第15回～第18回日本学生支援債券は、平成18年度以前採用者の第二種奨学金の資金に充てていないため、貸与利率へは反映されていません。

(表3) 平成19年度以降の採用者で平成20年度以降に貸与終了する者に係る第二種奨学金の貸与利率と財政融

資資金借入金利率等推移表

貸与終了年月	第二種奨学金貸与利率		財政融資資金借入金利率			
	利率固定方式	利率見直し方式	元金均等償還、半年賦、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内	元金均等償還、半年賦、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし	元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内	元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし
平成20年4月	1.55%	0.90%	1.4%	1.7%	0.9%	0.9%
5月	1.70%	1.10%	1.6%	1.8%	1.1%	1.1%
6月	1.90%	1.35%	1.8%	2.0%	1.3%	1.4%
7月	1.80%	1.30%	1.7%	1.9%	1.3%	1.3%
8月	1.65%	1.10%	1.5%	1.8%	1.1%	1.1%
9月	1.60%	1.00%	1.5%	1.7%	1.0%	1.0%
10月	1.60%	1.00%	1.5%	1.7%	1.0%	1.0%
11月	1.65%	0.90%	1.5%	1.8%	0.9%	0.9%
12月	1.55%	0.90%	1.4%	1.7%	0.9%	0.9%
平成21年1月	1.40%	0.80%	1.3%	1.5%	0.8%	0.8%
2月	1.50%	0.80%	1.4%	1.6%	0.8%	0.8%
3月	1.50%	0.80%	1.4%	1.6%	0.8%	0.8%
4月	1.57%	0.80%	1.4%	1.7%	0.8%	0.8%
5月	1.61%	0.90%	1.5%	1.7%	0.9%	0.9%
6月	1.67%	0.90%	1.5%	1.8%	0.9%	0.9%
7月	1.47%	0.70%	1.3%	1.6%	0.7%	0.7%
8月	1.57%	0.70%	1.4%	1.7%	0.7%	0.7%
9月	1.47%	0.60%	1.3%	1.6%	0.6%	0.6%
10月	1.47%	0.60%	1.3%	1.6%	0.6%	0.6%
11月	1.57%	0.70%	1.4%	1.7%	0.7%	0.7%
12月	1.37%	0.50%	1.2%	1.5%	0.5%	0.5%
平成22年1月	1.47%	0.50%	1.3%	1.6%	0.5%	0.5%
2月	1.53%	0.60%	1.3%	1.7%	0.6%	0.6%
3月	1.52%	0.60%	1.3%	1.7%	0.6%	0.6%
4月	1.57%	0.60%	1.4%	1.7%	0.6%	0.6%
5月	1.47%	0.50%	1.3%	1.6%	0.5%	0.5%

(注) 利率固定方式による貸与利率が元金均等(期間15年うち据置1年及び期間20年うち据置なし)による借入利率に、また利率見直し方式による貸与利率が半年賦5年金利見直し貸付における当初5年間の借入金利率に対応しています。

〔ご参考1〕「日本学生支援債券」及び「日本育英会債券」発行の状況

日本学生支援債券

回号	発行年月日	発行額	年限	発行金利
第1回	平成16年7月5日	300億円	5年	年1.18%
第2回	平成16年11月5日	300億円	5年	年0.70%
第3回	平成17年2月4日	160億円	5年	年0.66%
第4回	平成17年7月5日	400億円	5年	年0.62%
第5回	平成17年11月4日	400億円	5年	年0.90%
第6回	平成18年2月3日	300億円	5年	年0.94%
第7回	平成18年7月5日	400億円	5年	年1.62%
第8回	平成18年11月6日	400億円	5年	年1.52%
第9回	平成19年2月5日	370億円	2年	年0.90%
第10回	平成19年7月5日	400億円	2年	年1.19%
第11回	平成19年11月6日	400億円	2年	年0.93%
第12回	平成20年2月6日	370億円	2年	年0.69%

回号	発行年月日	発行額	年限	発行金利
第13回	平成20年7月9日	470億円	2年	年1.08%
第14回	平成20年11月28日	400億円	3年	年1.04%
第15回	平成21年2月6日	300億円	2年	年0.78%
第16回	平成21年7月8日	400億円	2年	年0.502%
第17回	平成21年11月9日	400億円	3年	年0.498%
第18回	平成22年2月8日	370億円	2年	年0.317%

日本育英会債券

回号	発行年月日	発行額	年限	発行金利
第1回	平成13年12月5日	100億円	10年	年1.59%
第2回	平成14年10月28日	360億円	5年	年0.50%
第3回	平成15年2月3日	200億円	5年	年0.44%
第4回	平成15年8月5日	300億円	5年	年0.52%
第5回	平成15年12月5日	260億円	5年	年0.70%
第6回	平成16年3月5日	50億円	5年	年0.64%

※ 平成22年6月25日現在、株式会社日本格付研究所（JCR）より AA+、株式会社格付投資情報センター（R&I）より AA の格付けを取得しています。

〔ご参考2〕民間金融機関からの借入の状況

平成19年度

短期借入金

入札実施日	借入金額（百万円）	金利（%）	借入日	満期日
平成19年4月23日	23,842	0.66417	平成19年5月14日	平成19年8月8日
平成19年5月22日	20,210	0.69500	平成19年6月7日	平成19年9月7日
平成19年7月23日	40,860	0.79917	平成19年8月8日	平成19年11月7日
平成19年8月22日	45,952	0.90250	平成19年9月7日	平成19年12月7日
平成19年9月19日	14,178	0.90917	平成19年10月9日	平成20年1月9日
平成19年10月22日	40,860	0.91000	平成19年11月7日	平成20年2月6日
平成19年11月20日	45,952	0.93250	平成19年12月7日	平成20年3月7日
平成19年12月17日	14,178	0.81667	平成20年1月9日	平成20年3月7日
平成20年1月21日	40,860	0.68583	平成20年2月6日	平成20年3月7日

長期借入金（3ヶ月ごとの金利見直し）

入札実施日	借入金額（百万円）	金利（%）	借入日	利払（満期）日
平成20年2月20日	58,592	0.91417	平成20年3月7日	平成20年6月6日
—	—	0.90333	—	平成20年9月5日
—	—	0.91083	—	平成20年12月5日
—	—	0.95417	—	平成21年3月9日

平成20年度

短期借入金

入札実施日	借入金額（百万円）	金利（%）	借入日	満期日
平成20年4月23日	49,486	0.89083	平成20年5月14日	平成20年8月7日
平成20年5月22日	49,821	0.90333	平成20年6月9日	平成20年9月9日
平成20年7月22日	85,657	0.90333	平成20年8月7日	平成20年11月7日
平成20年8月22日	92,809	0.90083	平成20年9月9日	平成20年12月9日
平成20年9月19日	38,898	0.92750	平成20年10月8日	平成21年1月7日
平成20年10月21日	85,657	0.85750	平成20年11月7日	平成21年2月6日
平成20年11月20日	92,230	1.04917	平成20年12月9日	平成21年3月9日
平成20年12月16日	76,035	0.89667	平成21年1月7日	平成21年3月9日

長期借入金（3ヶ月ごとの金利見直し）

入札実施日	借入金額（百万円）	金利（%）	借入日	利払（満期）日
平成21年1月21日	87,000	1.09083	平成21年2月6日	平成21年5月1日
—	—	0.96909	—	平成21年8月6日
—	—	0.91636	—	平成21年11月6日
—	—	<u>0.88727</u>	—	平成22年2月8日
平成21年2月19日	67,908	0.98750	平成21年3月9日	平成21年6月9日
—	—	0.85364	—	平成21年9月9日
—	—	0.82364	—	平成21年12月9日
—	—	<u>0.76091</u>	—	平成22年3月9日

平成21年度

短期借入金

入札実施日	借入金額（百万円）	金利（%）	借入日	満期日
平成21年4月21日	55,394	0.77818	平成21年5月13日	平成21年8月7日
平成21年5月22日	68,270	0.72364	平成21年6月9日	平成21年9月9日
平成21年7月22日	97,132	0.65636	平成21年8月7日	平成21年11月9日
平成21年8月24日	115,896	0.57364	平成21年9月9日	平成21年12月9日
平成21年9月16日	55,577	0.57091	平成21年10月7日	平成22年1月6日
<u>平成21年10月21日</u>	<u>97,530</u>	<u>0.49636</u>	<u>平成21年11月9日</u>	<u>平成22年2月8日</u>
<u>平成21年11月20日</u>	<u>98,671</u>	<u>0.38091</u>	<u>平成21年12月9日</u>	<u>平成22年3月9日</u>

長期借入金（3ヶ月ごとの金利見直し）

入札実施日	借入金額（百万円）	金利（%）	借入日	利払（満期）日
<u>平成21年12月16日</u>	<u>121.276</u>	<u>0.51182</u>	<u>平成22年1月6日</u>	<u>平成22年4月6日</u>
—	—	0.48308	—	平成22年7月6日
—	—	未定	—	平成22年10月6日
—	—	未定	—	平成23年1月6日
<u>平成22年1月21日</u>	<u>121.276</u>	<u>0.54727</u>	<u>平成22年2月8日</u>	<u>平成22年5月7日</u>
—	—	0.49923	—	平成22年8月6日
—	—	未定	—	平成22年11月8日
—	—	未定	—	平成23年2月8日
<u>平成22年2月19日</u>	<u>121.276</u>	<u>0.44636</u>	<u>平成22年3月9日</u>	<u>平成22年6月9日</u>
—	—	0.39000	—	平成22年9月9日
—	—	未定	—	平成22年12月9日
—	—	未定	—	平成23年3月9日

平成22年度

短期借入金

入札実施日	借入金額（百万円）	金利（%）	借入日	満期日
<u>平成22年4月1日</u>	<u>40,700</u>	<u>0.30692</u>	<u>平成22年4月19日</u>	<u>平成22年7月7日</u>
<u>平成22年4月20日</u>	<u>44,197</u>	<u>0.39538</u>	<u>平成22年5月12日</u>	<u>平成22年8月9日</u>
<u>平成22年5月24日</u>	<u>79,749</u>	<u>0.39000</u>	<u>平成22年6月9日</u>	<u>平成22年9月8日</u>

(7) 平成 22 年度予算について (概要)

○総予算額 1,090,930 百万円 (58,221 百万円増)

(収 入)

一般会計	151,138 百万円 (311 百万円減)
うち、運営費交付金	17,839 百万円 (442 百万円減)
返還充当金等	51,165 百万円 (214,773 百万円減)
財政融資資金	724,000 百万円 (229,800 百万円増)
財投機関債	160,000 百万円 (43,000 百万円増)
自己収入	4,627 百万円 (506 百万円増)

(支 出)

1. 日本人学生への奨学金貸与事業	1,071,915 百万円 (58,365 百万円増)
●無利子貸与事業	254,910 百万円 (4,740 百万円増)
・34 万 9 千人 (5 千人増) <大学・大学院等分>	
(0 千人減) <高等学校等奨学金事業の都道府県移管分>	
●有利子貸与事業	750,570 百万円 (53,247 百万円増)
・83 万 5 千人 (3 万人増)	
●育英資金返還免除等補助金・利子補給金	33,541 百万円 (1,087 百万円増)
●高等学校等奨学金事業交付金	27,044 百万円 (1,047 百万円減)
○奨学金貸与事業に係る経費	5,850 百万円 (338 百万円増)
返還金回収強化経費 (内数)	1,346 百万円 (469 百万円増)
住所不明者に対する住所調査の強化	
中長期延滞債権に係る更なる回収強化 等	
(参考) ●奨学金業務システム開発費等補助金	
(奨学金の電算システムの改善)	611 百万円 (21 年度 1 次補正予算案)
2. 留学生支援事業	12,557 百万円 (205 百万円減)
○私費外国人留学生等学習奨励費給付事業	7,937 百万円 (46 百万円増)
大学等 H21 : 11,770 人⇒H22 : 11,850 人 (80 人増)	
日本語教育機関 H21 : 700 人⇒H22 : 700 人 (前年同)	
●留学生短期受入れと日本人学生の海外派遣を	
一体とした交流事業【補助金】	2,400 百万円 (131 百万円増)
短期受入れ H21 : 1,800 人 ⇒ H22 : 1,800 人 (前年同)	
短期派遣 H21 : 740 人 ⇒ H22 : 760 人 (20 人増)	
長期派遣 H21 : 50 人 ⇒ H22 : 90 人 (40 人増)	

③ 改善・是正状況

ア. 機関保証業務について

請求未了債権が大幅に増加した要因は、機関保証制度が平成 16 年度から開始されたため、四年制大学を卒業した者の返還が平成 20 年 10 月から開始され、請求未了の対象となるものが本格化したことです。また、住所不明者の取扱いについては、「住所不明者の取扱いに関する確認書」を保証機関と平成 22 年 3 月に取り交わし、改善を図りました。

イ. 法的措置について

本機構としては、大学・大学院等に係る平成 19 年度末の 3 ヶ月以上の延滞額を平成 23 年度末までに半減することを目標に、残高が大きい債権等を優先して法的措置を進めてきたところです。今後は、延滞 9 年以上の債権については、時効の中断に向けた法的措置を確実に実施するよう改善を図りました。

3 事業等のリスク

(2) 国の政策に伴うリスク

本機構は、国が関与すべき業務を実行する独立行政法人であり、国の政策の変化が本機構の業務、業績に影響を与える可能性があります。平成 22 年 6 月 25 日現在における本機構に関する行政改革の動向は以下のとおりです。

⑤ 独立行政法人の抜本的な見直しについて

平成 21 年 11 月に行政刷新会議によって行われた事業仕分けの成果等を踏まえ、平成 21 年 12 月 25 日に「独立行政法人の抜本的な見直しについて」が閣議決定されています。

独立行政法人の抜本的な見直しについて

平成 21 年 12 月 25 日

閣議決定

すべての独立行政法人について、以下の基本的姿勢及び見直しの視点により、抜本的な見直しを行う。

1. 基本的姿勢

- (1) 従来の独立行政法人の改革は抜本的な見直しとして徹底されたものとは言い難く、国民の不信感は払拭されていない。
- (2) このため、すべての独立行政法人のすべての事務・事業について、国民的視点で、実態を十分に把握しつつ、聖域なく厳格な見直しを行う。
- (3) 見直しの結果、独立行政法人の廃止、民営化、移管等を行うべきものについては、必要な措置を講じる。見直しの過程において、主務大臣が説明責任を果たすとともに、事務・事業の廃止等によってどのような問題が生じるかを具体的かつ明確に説明できない場合には、当該事務・事業の廃止等の措置を講じる。また、独立行政法人制度自体を根本的に見直すことを含め、制度の在り方を刷新する。なお、独立行政法人の抜本的な見直しに当たって、独立行政法人の雇用問題に配慮する。
- (4) 今後、下記 2. に掲げる視点により、独立行政法人について、平成 21 年 11 月に行政刷新会議が実施した事業仕分け（以下「事業仕分け」という。）を通じて明らかになった組織、制度等に係る課題を踏まえつつ、結論を得たものから順次速やかに必要な措置を講ずる。その際、国の財政支出の見直し等を徹底する。

2. 見直しの視点

すべての独立行政法人について、以下の視点で抜本的な見直しを行う。

なお、独立行政法人は、公共の見地から確実に実施する必要がある事務・事業を担うものであるため、国の事業に対して実施した事業仕分けの結果、廃止、民営化等とされる政策に基づく事務・事業については、原則として、国と同様に廃止、民営化等の措置を講じる。

(1) 事務・事業の抜本的な見直し

事業仕分けの成果を踏まえつつ、すべての独立行政法人のすべての事務・事業について、必要性、有効性及び効率性の観点から、次の視点に立って抜本的に見直しを行う。

- ① 国民生活にとって真に不可欠なものであるか。
- ② 事業性を有するもの、民間の参入を阻害しているもの、国が一定の関与を行うことで民間が実施可能なものは民間において実施できないか。
- ③ 公的主体が実施すべきものであっても、事務・事業の効果が一部の地域にとどまるもの、地域に分散させることが可能なもの又は地方で類似の事務・事業を実施しているものなどについては、地方公共団体で実施できないか。
- ④ 一の主体により一体的に実施すること、類似の事務・事業を実施している他の主体により実施することにより効率的・効果的に国民へのサービスが提供できるものについては、他の主体で実施できないか。
- ⑤ 国自らが直接実施することが真に必要なものについては、徹底した効率化を図った上で、国の行政機関に事務・事業を移管できないか。

(2) 独立行政法人の廃止・民営化等

事務・事業の徹底した見直しの結果を踏まえ、独立行政法人の在り方を検討し、廃止、民営化、移管等を行うべきものについては、必要な措置を講じる。

(3) 組織体制及び運営の効率化の検証

上記の見直しと併行して、事務・事業を実施するにふさわしい組織体制及び効率的な運営について、ガバナンスの強化、効率的・効果的な事業実施の実現及び透明性の確保の観点から検証し、必要な措置を講じる。

- ① 独立行政法人制度の基本理念と国の関与の実態を踏まえ、内部ガバナンス、国の関与の在り方をどう構築すべきか。また、厳格なコンプライアンスをどう確立すべきか。
- ② 主体的・効率的な運営及び国民へのサービス向上を図るための体制の在り方は適切か。
- ③ 市場動向を含む社会経済情勢の変化に即応し、業務運営の変革やバランスシート及びキャッシュフローの最適なマネジメントを進めるなど、機動的・効率的なマネジメントが確立されているか。
- ④ 役員の任命及び法人の長の意思決定は適切に行われているか。
- ⑤ 主体的・効率的な運営のための目標・計画の設定、業務の実施、第三者による事後の評価及び評価を踏まえた見直しというサイクルは有効に機能しているか。
- ⑥ 事務・事業の実施方法、規模等は適切か。
- ⑦ 関連法人等との間の資金や人の流れの透明性は確保されているか。
- ⑧ 随意契約は、真に合理的な理由があるものに限定されているか。また、競争入札についても、実質的な競争が確保されているか。
- ⑨ 保有資産（実物資産、金融資産）等の経営資源が事務・事業の目的及び内容に照らして過大なものとはなっていないか。徹底的に縮減し、国庫返納等を行うべきではないか。
- ⑩ 自己収入の確保、既存財源の活用、民間の適正な負担の在り方の見直し等を行い、国の財政支出の見直しが徹底されているか。
- ⑪ 独立行政法人の業務運営全般について情報公開が徹底されているか。また、国民の理解を深めるための情報提供が徹底されているか。

3. 関連事項

(1) 「独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）」に定められた事項（既に措置している事項を除く。以下同じ。）については、当面凍結し、独立行政法人の抜本的な見直しの一環として再検討する。ただし、随意契約の見直し及び保有資産の見直しに係る事項については、再検討の間においても引き続き取組を進める。

なお、別途各府省の判断により、独立行政法人整理合理化計画に定められた事項について取組を進めることを妨げない。

(2) 「国の行政機関の定員の純減について（平成 18 年 6 月 30 日閣議決定）」については、純減目標数から平成 22 年度に予定されている新たな国の業務の独立行政法人化に係る純減数（森林管理関係における人工林の整備、木材販売等の業務を非公務員型独立行政法人に移行することに係る純減数（2,041 人）及び気象庁関係における気象研究所を非公務員型独立行政法人とすることによる純減数（174 人））を除くこととし、他の重点事項については着実に実施する。

(3) 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについては、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）」にかかわらず、行政改革推進本部の議を経ることを要しない。

6 財政状態及び経営成績の分析

(1) 奨学金の回収状況について

返還金の回収促進にかかる中期計画及び平成 22 年度計画は以下の通りです。

回収の方策	中期計画及び年度計画（平成 22 年度）
リレー口座への加入促進	<p><中期計画> 返還金の円滑な返還を促進するため、リレー口座（口座振替）加入時期の早期化を図り、新規返還開始者で 95%以上、全体で 80%以上とする。</p> <p><年度計画> 平成 22 年 3 月満期者についても、引き続きリレー口座加入時期を 12 月末とし、リレー口座加入率については、新規返還開始者で 95%以上、全体で 80%以上とする。</p>
督促の集中的実施	<p><中期計画> 延滞を初期段階で解決するため、民間委託を活用しつつ、早期における督促の集中的実施を図る。</p> <p><年度計画> 一部入金があった者等を除き、原則として延滞 4 ヶ月から 8 ヶ月までの初期延滞債権について、回収業務をサービサーに委託する。</p>
法的処理の実施	<p><中期計画> 延滞状況の早期改善を図るため、法的処理の早期化を図る。</p> <p><年度計画> 一部入金があった者等を除き、原則として延滞 9 ヶ月以上の者に対して法的処理を行う。また、中・長期延滞債権についても計画的に法的処理を行う。</p>
延滞者の実態調査	<p><中期計画> 延滞者の実態調査を実施し、その結果を回収強化施策へ反映させる。</p> <p><年度計画> 延滞者の実態調査については、引き続き有効回答率向上のための工夫を行うとともに、延滞事由などその結果について分析を行い、回収強化施策へ効果的に反映させる。</p>
住所調査の徹底	<p><中期計画> 無延滞者を含め住所不明者に対する追跡調査を行うなど、住所調査の更なる徹底を図る。</p> <p><年度計画> 無延滞者を含め住所不明者に対する追跡調査の一層の徹底を図る。</p>
個人信用情報機関の活用	<p><中期計画> 延滞者の多重債務化の防止を図るため、個人信用情報機関を活用する。</p> <p><年度計画> 対象となる延滞者の延滞情報について、個人信用情報機関への登録を開始する。</p>

回収の方策	中期計画及び年度計画（平成 22 年度）
コールセンターの開設	<p>< 中期計画 > 返還相談体制強化のため、コールセンターを開設し、応答率の改善を図るとともに、返還意思を有する者等からの相談等に適切に対応する。</p> <p>< 年度計画 > 返還相談体制強化のために設置したコールセンターを適切に運営し、応答状況の改善を図る。</p>

第 4 法人の状況

2 役員の状況

平成 22 年 4 月 1 日現在の役員は、次のとおりです。

役職	氏名	任期	経歴
理事長	梶山 千里	平成 20 年 11 月 1 日～ 平成 24 年 3 月 31 日	<p>昭和 44 年 6 月 アメリカ合衆国マサチューセッツ大学博士研究員</p> <p>昭和 45 年 8 月 九州大学工学部助手</p> <p>昭和 50 年 10 月 九州大学工学部助教授</p> <p>昭和 59 年 11 月 九州大学工学部教授</p> <p>平成 12 年 4 月 九州大学大学院工学研究院教授</p> <p>” 九州大学大学院工学研究院長、工学府長（併任）、工学部長（併任）</p> <p>平成 13 年 11 月 九州大学総長</p> <p>” 九州大学医療技術短期大学部学長（併任）</p> <p>平成 16 年 4 月 国立大学法人九州大学総長</p> <p>平成 20 年 11 月 本機構理事長</p>
理事長代理 理事	高塩 至	平成 22 年 4 月 1 日～ 平成 24 年 3 月 31 日	<p>昭和 52 年 4 月 文部省採用</p> <p>平成 15 年 7 月 大臣官房審議官</p> <p>平成 16 年 4 月 （独）国立高専機構理事</p> <p>平成 18 年 4 月 文化庁文化部長</p> <p>平成 19 年 1 月 文化庁次長</p> <p>平成 21 年 7 月 文部科学省大臣官房付</p> <p>平成 21 年 8 月 本機構理事長代理・理事（役員出向）</p> <p>平成 22 年 4 月 再任</p>
理事	檜尾 孝	平成 22 年 4 月 1 日～ 平成 24 年 3 月 31 日	<p>昭和 47 年 4 月 日本火災海上保険株式会社入社</p> <p>平成 8 年 4 月 和歌山支店長</p> <p>平成 11 年 4 月 公務部長</p> <p>平成 13 年 4 月 日本興亜損害保険株式会社公務部長</p> <p>平成 15 年 4 月 理事公務部長</p> <p>平成 19 年 4 月 常務執行役員</p> <p>平成 21 年 7 月 本機構理事</p> <p>平成 22 年 4 月 再任</p>
理事	月岡 英人	平成 22 年 4 月 1 日～ 平成 24 年 3 月 31 日	<p>昭和 53 年 4 月 文部省採用</p> <p>平成 16 年 7 月 生涯学習政策局主任社会教育官</p> <p>平成 17 年 4 月 （独）大学入試センター理事</p> <p>平成 20 年 4 月 国立大学法人大阪大学理事・事務局長</p> <p>平成 21 年 4 月 国立大学法人大阪大学理事・副学長</p> <p>平成 22 年 4 月 本機構理事（役員出向）</p>
理事	山内 兼六	平成 22 年 4 月 1 日～ 平成 24 年 3 月 31 日	<p>昭和 50 年 4 月 日本育英会採用</p> <p>平成 18 年 4 月 日本学生支援機構情報部長</p> <p>平成 19 年 4 月 日本学生支援機構総務部長</p> <p>平成 22 年 4 月 本機構理事</p>
監事	佐藤 正行	平成 22 年 4 月 1 日～ 平成 24 年 3 月 31 日	<p>昭和 52 年 4 月 学校法人慶応義塾採用</p> <p>平成 17 年 11 月 慶応義塾大学学生総合センター事務次長</p> <p>平成 19 年 3 月 慶応義塾塾監局参事</p> <p>平成 19 年 4 月 本機構監事</p> <p>平成 20 年 4 月 再任</p> <p>平成 22 年 4 月 再任</p>
監事 (非常勤)	清永 秀一	平成 22 年 4 月 1 日～ 平成 24 年 3 月 31 日	<p>昭和 56 年 9 月 監査法人朝日会計社（現あずさ監査法人）採用</p> <p>昭和 63 年 2 月 清永公認会計士事務所開業</p> <p>平成 22 年 4 月 本機構監事</p>

第3 参照書類を縦覧に供している場所

東京都新宿区市谷本村町 10-7

独立行政法人日本学生支援機構市谷事務所

なお参照書類は、本機構ホームページ (<http://www.jasso.go.jp/>) にも掲載します。